

令和8年度
千歳市児童発達支援センター就学学習会②

放課後等デイサービスについて

日時 令和8年7月23日（木曜日）10時より

場所 千歳市総合福祉センター402号室

千歳市こども福祉部児童発達支援センター 松本 純子

児童福祉法に基づく福祉サービス (障害児通所支援事業)

区分	サービス名	対象者	支援の内容
通所系	児童発達支援	集団又は個別の支援が必要と認められた主に未就学の障害児	日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援など
	放課後等デイサービス	学校の授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児	生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進など
訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児	居宅を訪問して行う児童発達支援
	保育所等訪問支援	通園先の集団生活で支援課題が大きく、当該施設で専門的な支援が必要と認められた障害児	集団生活への適応のための専門的な支援など

対象者

□学校（幼稚園、大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校）に就学しており、授業の終了後、又は休業日に支援が必要と認められた満18歳までの障害児

※引き続き、放課後等デイサービスによる支援を受けなければ、その福祉を損なうおそれがあると認められるときは、満20歳に達するまで利用することができる

支援の内容

- 生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

＜児童福祉法第6条の2の2第3項より＞

- 放課後等デイサービスの事業所は、学齢期の障がいのある子どもに対し、一人一人の障害の状態や発達の状況、障がいの特性などに応じた発達上のニーズ（課題）に合わせて、「**本人支援**」、「**家族支援**」、「**移行支援**」、「**地域支援・地域連携**」を総合的に提供する。

＜放課後等デイサービスガイドライン（令和6年7月）こども家庭庁公表資料より＞

※学習塾や習い事、預かり事業とは、異なります。

費用（利用者負担額）

- お子さんに必要な支援内容に基づき、ひと月ごとにサービス提供に要した費用の一割を利用者負担額として事業所にお支払いいただきます。
- ひと月あたりの利用者負担額には、世帯の所得に応じて算出した負担上限月額（0円～最大37,200円）があります。
※負担上限月額を超えて費用を負担いただくことはありません。
- 事業所によっては、別におやつ代や昼食代などの実費負担額がかかる場合があります。

利用の流れ①相談・見学

□児童発達支援を利用中の方

小学校入学後の利用について、利用先の相談支援専門員や児童発達支援事業所に相談しましょう。

※モニタリングの際に支援の効果を確認し、必要性を判断しましょう。

□新規に利用を希望する方

障害児相談支援事業所などに相談し、事業所の支援内容の確認や事業所見学を行いましょう。

※発達相談室などで客観的な評価を受けていることが前提です。

利用の流れ②申請

□児童発達支援を利用中の方

令和9年1月中旬に「申請書類」を郵送予定。2月～3月上旬までに「支援の必要性を客観的に確認できる書類」、「利用計画案」を添えて市に提出してください。

□新規に利用を希望する方

令和9年2月～3月上旬までに「申請書類」、「支援の必要性を確認できる書類」、「利用計画案」を市に提出してください。

※申請の際には、予約をお願いします。

利用の流れ③決定

□聞き取り調査

お子さんの心身の状況や発達課題、利用目的（日常生活に必要な基本動作の習得、コミュニケーション能力の向上など）、家庭環境などを面接などにより聞き取り調査します。

□通所受給者証の交付

利用日数、支給決定期間などを決定し「通所受給者証」を3月下旬までに交付。

※支給決定期間は、お子さんの誕生月の月末まで。以降、1年ごとの更新手続きが必要です。更新月の1~2か月前に市から申請書類を郵送。期限までに提出してください。

□事業所との契約

「通所受給者証」を持参して事業所と契約後に利用開始。

※必ず重要事項説明書の説明を受けましょう

支援の必要性を客観的に確認できる書類とは？

- 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）※必須ではない
- 特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類 ※必須ではない
- 次の書類のうち、**いずれか1年以内に作成されたもの**
 - ・主治医の診断書、もしくは意見書（放デイの利用を必要と認める旨の記載があること）
 - ・児童相談所の判定書（検査結果や意見の記載があること）
 - ・発達検査の結果（検査を実施した相談機関・医療機関等の所見を含む）
 - ・学校の個別の教育指導計画（年間計画・半期の振り返り等を含む） など

※更新手続きの際にも提出が必要です。

※通所支援事業所が作成する個別支援計画は「対象外」です。

障害児相談支援事業所とは？

- 相談支援専門員が、お子さんや保護者の困りごと、心配なことについて一緒に考え、お子さんの成長や社会に出てからの生活などの総合的な相談や、利用可能な福祉サービスについての情報提供などを行う。
- 放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用する際には、「利用計画案・計画書」を作成し、定期的に利用状況のモニタリングを行う。
- 千歳市では、相談支援専門員が不足し「利用計画案・計画書」の作成が間に合わない状況であるため、保護者が作成した「セルフプラン」の提出を認めている。

こどもの発達と支援の記録ファイル

- お子さんの育ちや学び、支援に関わる様々な情報や記録を記入し、綴ることにより、お子さんの成長や支援の記録を一つにまとめることができる千歳市独自のツール
- 様式は千歳市ホームページからダウンロード可（記載例あり）

市ホームページURL	QRコード
https://www.city.chitose.lg.jp/c20/1002643/1002655/1004232.html	

こどもの発達と支援の記録ファイル

□すでにファイルをお持ちの方

今までの様式のままでOK

新しい様式のうち必要な部分を追加してもOK

□新規にファイルの作成を希望する方

市ホームページから様式をダウンロード

お好きなファイルにつづって活用してください

こどもの発達と支援の記録ファイル ～こんな時に役立ちます～

- お子さんオリジナルの「成長の記録」になる。
- ファイルをあらかじめ作って情報を整理しておく、通所支援事業所などを利用する時に、こどもの状況を伝えやすい。
- 園や学校、事業所からもらう支援計画・検査結果などをファイルにまとめておくと、これまでの支援経過が次の支援者に伝わりやすい。
- 入園、入学、進学、就労など、新たなライフステージに進んだ時にも、これまでの経過を基に適切で途切れのない支援へとつなぐことができる。

こどもの発達と支援の記録ファイル ～ファイルの使い方～

- 基本情報や、子育ての記録として残しておきたいところ、支援者に見せるときに知っておいてほしいところ、整理しておくと言明しやすいところなどを優先して記入する。
- 関係機関と話をするときには、ファイルを見ながら話したり、コピーを渡したりなど、積極的にファイルを活用する。
- 関係機関から「お子さんの育ちや支援に関わる資料」をもらったら、忘れずにファイルに綴る。
- お子さんの成長に合わせて内容を見直す。（できれば毎年、同じ時期に）
- **放課後等デイサービスの申請手続きにも、ご活用ください！**

注意事項

- **学習塾や習い事、預かり事業とは異なります。**
 - **利用日数は、お子さんの年齢、体力、生活リズムや支援を必要とする課題等を勘案して支給決定します。**
 - **保護者が就労等により、昼間長期間不在となる場合は、学童クラブの利用もご検討ください。**
- ※学童クラブと放課後等デイサービスは、並行して利用することができます。
- **通所受給者証は、「障害者手帳」ではありません。**

お問い合わせ

□千歳市 こども福祉部

児童発達支援センター 通所給付係

千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター 2階

電話：0123-24-3131（内線642）

平日：午前9時～午後5時

□参考：市ホームページ

「発達支援を利用するには」

発達支援を利用するには

